

第4次新座市地球温暖化対策実行計画では、 温室効果ガス排出量の算定方法を見直しました。



©新座市2010

第4次新座市地球温暖化対策実行計画(令和5年度～令和12年度)では、
温室効果ガス排出量の算定方法について、次のとおり変更となります。

排出量算定の計算式 (第1次計画～第3次計画)

温室効果ガス排出活動量 (電気の使用量、ガスの使用量等)
×
地球温暖化係数 (基準年度の係数で固定)
×
温室効果ガス排出係数 (基準年度の係数で固定)
↳ 電気使用量は基礎排出係数※で算出

排出量算定の計算式 (第4次計画)

NEW

温室効果ガス排出活動量 (電気の使用量、ガスの使用量等)
×
地球温暖化係数 (最新の係数に変更)
×
温室効果ガス排出係数 (最新の係数に変更)
↳ 電気使用量は基礎排出係数※・調整後排出係数※それぞれで算出

※詳細は別紙【電気使用量に関する排出係数について】をご覧ください。

算定方法を見直した経緯については次頁のとおりです。

(1) 新座市地球温暖化対策実行計画の策定について

本市は、平成9年(1997年)12月に新座市環境基本条例を制定し、平成14年(2002年)3月には新座市環境基本計画を策定することで、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

一方で、国内外の動向として、平成9年に開催されたCOP3(地球温暖化防止京都会議)において、先進国の温室効果ガスの削減を義務付けた「京都議定書」が採択され、平成17年(2005年)2月に発効されました。

この京都議定書の発効により、我が国の排出量削減目標が定められたことや、地球温暖化が最も重要な環境問題の一つとなっている社会的背景に鑑み、市では、平成17年(2005年)11月に「新座市地球温暖化対策実行計画」を策定し、更なる温室効果ガスの排出量の削減に努めていくこととしました。

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法について

この計画における温室効果ガス排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定された係数を用いた以下の方法となります。

温室効果ガス排出活動量(電気の使用量、ガスの使用量等)

×

地球温暖化係数(施行令第3条)

×

温室効果ガス排出係数(施行令第4条)

この温室効果ガス排出量算定の考え方は、策定時の環境省のガイドラインを参考にしておりますが、計画の達成に向けた市の取組状況を適正に評価するため、「新座市地球温暖化対策実行計画(平成18年度～平成22年度)」の計画期間中に排出係数に変更された場合においても、基準となった排出係数を変更せずに算定することとしました。

なお、この考えは、「第2次新座市地球温暖化対策実行計画(平成23年度～平成27年度)」、「第3次新座市地球温暖化対策実行計画(平成28年度～令和4年度)」でも引き続き用いられることとなりました。

(3) 温室効果ガス排出量排出係数に対する考え方の見直しについて

平成27年(2015年)、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、パリ協定が採択され、我が国は「世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに(2℃目標)、1.5℃に抑える努力を追求すること(1.5℃目標)」、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」に合意しました。

また、令和2年(2020年)、パリ協定の合意を大きな契機として、削減目標を野心的に修正し、これまで以上に脱炭素化の取組を強化する「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明しました。

こうした脱炭素化への更なる取組に加えて、地球温暖化対策推進法において、特に政府の事務事業は経済に占める位置が大きいこと、地球温暖化対策の推進が大きく期待され、自ら率先して実行することの意義が高いことから、令和3年(2021年)、政府実行計画において、「2013年度を基準として、政府の事務事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減すること」を目標とすることが盛り込まれる内容への改定が閣議決定されました。

この改定(令和3年10月22日閣議決定)により、点検結果に再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガス排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガス排出量を併せて公表するものとなりました。

また、当該改定を踏まえて、環境省による地方自治体向けのガイドライン「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」が示され、政府同様に基礎排出係数に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガス排出量を公表する内容が追加されました。このほか、電気事業者の排出係数が毎年度更新されることから、環境省の公表する最新の排出係数を用いて温室効果ガス排出量を算定することが推奨されるようになりました。

本市では、この国の方針転換や、環境省のガイドラインを踏まえて、「第4次新座市地球温暖化対策実行計画(令和5年度~令和12年度)」の策定時に、温室効果ガス排出量の算定に当たっては、①基礎排出係数に加えて調整後排出係数を用いること、②最新の排出係数を用いること(=排出係数は固定しないこと)にし、これにより算定された数値の公表を行うこととしたものです。